

所得額の計算方法

			夫	妻
所得額	A	総所得額(※1)	円	円
控除額	B	児童手当法施行令第3条第1項の控除額(※2)	80,000円	80,000円
	C	雑損控除額(※3)	円	円
	D	医療費控除額(※3)	円	円
	E	小規模企業共済等掛金控除額(※3)	円	円
	F	障害者控除額(普通)(該当者数×270,000円)	円	円
	G	障害者控除額(特別)(該当者数×400,000円)	円	円
	H	勤労学生控除額(該当する場合270,000円)	円	円
	I	寡婦控除額(普通)(該当する場合270,000円)	円	円
	J	寡婦控除額(特別)(該当する場合350,000円)	円	円
	K	控除額合計(B~Jの合計)	円	円
対象所得額の算出	L	夫婦それぞれの所得額(A-K)(※4)	円	円
	M	夫婦の所得額の合計	円	

※1 A欄は所得額証明書の「総所得金額等」の数字

(給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が該当)

※2 B欄は、Aの総所得額がある場合に控除することができます。

※3 C・D・E欄は実際に控除された額

※4 L欄はマイナスにはなりません。(マイナスの場合は0円)

○ 730万円 > M…………… 助成対象

○ 730万円 ≤ M…………… 助成対象外